

2026年9月1日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖 様

全教神戸市教職員組合
執行委員長 飯塚直人

2027年度教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出にあたって

貴職におかれましては日頃から、神戸の子どもたちと教職員に対し様々なご配慮をいただき、また教育の充実のために日々ご尽力いただいておりますことに、敬意を表します。

今学校で教職員は、中央教育審議会による審議・論点整理および答申を受け文部科学省が告示する、次期新学習指導要領に向けての準備に追われる傍らで、業務改善・働き方改革の推進と実現に向けて日々奮闘しています。

個別最適化や自由進度学習など、個々に応じた学びの方法やスタイルへの変革を通して自立をめざし、主体性を育む『新しい教育』への変換が求められる一方で、コロナ禍以降増えた不登校や遅刻の常態化・増加。教室の椅子に座れず、指示が全く通らない低学年への対応など、『新たなる教育課題』に対しての取り組みに、現場は超多忙化を極めています。

一人につき一台与えられたタブレット端末は、設定・故障・修理など、これまでになかった教職員の仕事と負担を生み出しました。端末を使った問題行動の指導に追われながら、「この方針のまま進んでいいのか」という声は、日に日に増えています。

学校の実態を無視し、給食をただの食事提供の場としか考えていない始業式・終業式の給食実施、懇談会に便乗してのフッ素配布などは、これまでの業務改善の取り組みに逆行するものであり即時従来の姿に戻す必要があります。

人は増やさず形だけの教科担任制やチーム担任制。小学校英語専任の大規模校への引き上げ、栄養教諭がない学校のアレルギー対応…。人的補償なき新たなる取り組みは、教職員の犠牲の上に成り立っており、いつつぶれても、いつ壊れても不思議ではない危機的状況です。

給特法の改定にともない策定された「神戸市立学校園働き方改革推進プラン2.0」には、『教職員一人ひとりが、子どもと向き合う時間に喜びを感じ、仲間と支え合いながら、子どもたちの歩みを支えていく。その結果、子どもたちの成長、子どもや保護者からの信頼を感じられる—そんな日々の積み重ねが、「先生でよかった」「学校で働いていてよかった」と心から思える働き方につながります。』とあります。また、『「働きやすさ」「働きがい」「ワークライフバランス」「心身の健康」の4つを重視しています。』とも記されています。私たち全教神戸市教職員組合も立場こそ違いますが、同プランが謳っておられる理想に関して、共感できる部分も少なくありません。

そこでその実現に向けて私たちは、定期大会などの機関会議や意識アンケート調査による実態把握や要求集約に加え、今年度も夏季休業中に二日間に渡る学習、意見集約の場をもち、来年度に向けての要求書をここに作成しました。

私たち現場で働く教職員の切なる声に、耳と心を傾けていただくことを強くお願いして、この要求書を今お届けします。どうぞよろしくお願い致します。

【教職員給与課】

1. ゆきとどいた教育のための少人数学級の早期実現を国に強く要望すること。
 - (1) 国の責任による35人学級を中学校・高等学校の全学年への拡大、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、義務標準法及び高校標準法改正による学級編成基準の引き下げ、小・中学校全学年での30人学級の実施すること。
 - (2) 特別支援学級の6人学級を文科省に要望すること。
 - (3) 特別支援学級の交流児童も含めた30人学級を実現すること。
 - (4) 当面、神戸市独自の予算で実施すること。
2. 教職員の勤務実態については、時間外在校等時間の削減に着目するだけではなく、「子どもも先生も笑顔で過ごせる学校」を目指し、他都市でも実施しているように持ち帰り仕事の調査や、休憩時間の取得の有無の調査も行い、実態把握をすること。軽減への実効性ある具体策を講じること。
3. 全ての教職員が同一労働同一賃金になるよう賃金・権利等の待遇改善をさらにすすめること。
 - (1) 常勤講師の給料号級を2級に引き上げること。
 - (2) 定年延長にともなう給料3割カットを10割に戻すこと。
 - (3) 再任用教職員、会計年度任用教職員の賃金を大幅に増額すること。
4. 他府県からの現職枠で採用された教職員の採用年度の6月の期末勤勉手当を県同様に全額支給できるよう、他府県の教育委員会と連携を図ること。
5. 生活習慣病特別健康診断の会場や回数、検査項目を充実させること。
 - (1) 血液検査に抗体検査(C型肝炎・B型肝炎)を加え、また希望者には便潜血反応、骨量検査、がん判定(肺がん、胃がん等)直接撮影等、検査項目を受けられるようにすること。
 - (2) 検診の結果に基づき、再受診・治療をする場合は勤務の軽減等の適切な措置がとれるようにすること。
7. 年度始めにおける臨時的任用教職員へ公立学校共済組合員証等の発行を、迅速におこなうこと。
8. 学校厚生会の福利厚生事業の充実を、教育委員会からも要請すること。とりわけ、学校教職員共済会が解散したことで後退した、永年勤続の職免を復活させること。
9. 教育という成果の判断が明確に出来ない性質の業務に、賞与などの賃金にリンクする「神戸市人事評価制度」を適用しないようにすること。また、評価結果は、口頭ではなく文書で本人(被評価者)に伝えること。
10. 全ての教職員の妊娠判明時から、早急に先読み加配を配置し、妊娠負担軽減を行うことができるよう、人的ストックをより増やすこと。

11. 産前・産後休暇、育児休業を行使する全対象者に代替教員との引継期間を最低3日間保障すること。
12. 年度途中の保育所入所ができるよう、0歳児・乳幼児の保育施設、定数、保育士増員など、今後とも受け入れ体制の整備につとめること。
13. 住居手当を増額すること。また、自家用車を使用した通勤に関する課題について改善すること。
14. 校内に駐車する際に徴収している駐車場代を出張における駐車場と同様に考え、出張旅費として支給すること。
15. 休憩時間が必ずとれるような抜本的な改革を至急行うこと。
16. その他、勤務労働条件に関連する事項に関しては事前事後含めて現場の意見をよく聞き、全教神戸とも協議をすること。

【健康教育課】

1. フッ化物洗口の洗口液の学校配布をやめること。
2. 栄養教諭を全校に配置し、食物アレルギーがある児童・生徒への対応をおこなえるようにすること。
3. 学校給食の意義やその責任の重さを再確認し、食事提供の流れをやめること。
 - (1) 給食の地産地消化をすすめること。また、無農薬栽培のものを増やすこと。
 - (2) 始業式・終業式の日給食はおこなわないこと。
 - (3) 年度初めの給食開始時期については、配膳等未経験な小学1年生への指導や、命に関わるアレルギー対応が必要な児童への準備期間等を十分に考慮し、安全に進められるよう開始時期を遅らせること。
4. 神戸市独自で実施している秋の歯科検診については、廃止または歯科への通院による検診に切り替えるなどの方向ですすめること。
5. 日本スポーツ振興センターの災害給付にかかわる事務のうち給付金の支給については、給食費返金同様行政事務センター等から直接保護者の口座に振り込むなど、教員の業務負担軽減につとめること。

【教育総務課】

1. ゆきとどいた教育のための少人数学級の早期実現を国に強く要望すること。
 - (1) 35人学級の中学校・高等学校の全学年への拡大、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、義務標準法及び高校標準法改正による学級編成基準の引き下げ、小・中学校全学年での30人学級の実施、特別支援学級の6人学級を国の責任においておこなうよう、文科省に要

望すること。

(2) 当面、可能なものに関しては神戸市だけでも神戸市独自の予算で実施すること。

2. 夏季学校閉校日を冬季休業と同様にすること。

(1) 夏季学校閉校日は冬季学校閉校日同様「閉庁期間」ととらえ、有給休暇を使わない休業日とすること。

(2) 閉庁日数を増やす場合は、夏季特別休暇の日数を上限に合わせることにすること。

3. 桜の宮小中学校分校の教育条件について、子ども家庭局、教育委員会事務局、組合で話し合える機会をつくること。

【教職員人事課】

1. ゆきとどいた教育のための少人数学級の早期実現を国に強く要望すること。

(1) 国の責任による35人学級を中学校・高等学校の全学年への拡大、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、義務標準法及び高校標準法改正による学級編成基準の引き下げ、小・中学校全学年での30人学級の実施、また特別支援学級の6人学級を文科省に要望すること。当面、神戸市独自の予算で実施すること。

2. 途中退職や休職に備えて、プール制を各校に配置するなどの抜本的な対策を講じること。

3. 定数内臨時採用を解消し、正規の教職員を配置することで、教員の業務負担軽減をはかること。

4. 教職員未配置を解消するために早期退職する教職員の理由を把握し、具体的な対策を施すこと。

5. 宿泊行事前後の勤務の割振りについては、割振りが取得できるよう庶務事務システムを簡略化し、割振りを取得しやすく制度を変えること。

6. 長期休業中の日番は、直ちに廃止するよう、校長会や各校長に伝えること。

7. 臨時的任用教職員には、辞令発令時に直接本人に給与・勤務条件等について、文書で明示し説明すること。

8. 教職員の権利の侵害に対して、改善・是正をはかること。

(1) ハラスメントに対しては、敏速かつ厳正に対処すること。

(2) 会計年度任用職員に対する超過勤務の実態をつかみ、その改善にむけて管理職に指導すること。

9. 職員の諸権利や労働条件を県同様にすること。「子育て休暇」という名称に変更し、学校行事や参観への参加にも適用できるようにすること。

10. 自己の研鑽のための研修が幅広くおこなえるよう参加費等費用負担を含めて奨励・支援すること。

11. 桜の宮小中学校分校も他の小規模校と同様に、複式授業解消のための学習指導員等の人員を配置し、

業務改善につとめること。

12. 妊娠障害休暇の取得期間を3週間程度に増やすこと。
13. 教育という成果の判断が明確に出来ない性質の業務に、賞与などの賃金にリンクする「神戸市人事評価制度」を適用しないようにすること。また、評価結果は、口頭ではなく文書で本人（被評価者）に伝えること。
14. 12学級以上の学校には複数の養護教諭を配置することで業務負担軽減をはかること。また、すでに複数配置されたところについては、一定の児童数減が生じても直ちに引き上げず、業務負担にならないようにすること。
15. 繁忙期には、補助養護教諭を配置し、業務負担軽減をはかること。
16. 臨時的任用教職員の身分と待遇を改善すること。
 - (1) 現場経験のある臨時的任用教職員を積極的に採用し、4月からの学校運営を円滑に行えるようにすること。
 - (2) 会計年度任用職員の待遇を改善すること。また、超過勤務を把握し改善すること。
17. 初任研同様、2、3年目の研修にも後補充をつけること。
18. 産育休における代替要員を確実に確保すること。
19. 夏季休業中における会計年度任用職員の勤務日数を、実態に合わせて柔軟に考えること。

【児童生徒課】

1. 保護者や児童生徒等からの不当な行為にどのように対処するかを周知し、対応する窓口を教育委員会事務局内に設けること。
2. 真に子どもたちの豊かな個性をのばす活動として、中学校の部活動の地域委託を進めること。
3. 小中学校の登校支援をより一層充実させるためにサポートルーム支援員の時間を延長すること。
4. 状況報告をしやすくするため、クラリネットのシステム改修をおこなうこと。

【学校経営支援課】

1. 「教育のICT化」やオンライン教育が子どもと教育に与える影響を、先行する海外の事例等も参考に慎重に再検討すること。
2. 小学校低学年におけるGIGA端末の使用は、業務負担と教育課程の圧迫となっている。低学年へのGIGA端末配布を、教育効果を再検討し見直すこと。
3. ICT支援員の仕事内容をわかりやすくし、配置期間を延長すること。
4. 授業に関わる会計年度任用職員のKIIFを4月から配布できるようにすること。

【学びの推進課】

1. 各教員の持ちコマ数の把握を行うこと。上限設定等、軽減への実効性ある具体策を講じること。
2. 憲法・子どもの権利条約に基づき、教育行政や学校運営に子どもの意見を反映する機会を設けること。
3. 「自然学校」「トライやるウィーク」「わくわくオーケストラ教室」などの行事を神戸市独自で見直すこと。当面、これらの事業については、実施の是非も含めて、学校現場での十分な論議を保証し、それぞれの学校や地域の実態に合わせた弾力的な実施を認めること。
4. 教育課程の編成は、子どもや地域の実態に応じ、各区の校長会等のトップダウンで決めることのないよう、各学校が主体的におこなうべきものであることを尊重すること。
5. 世界に誇る非核「神戸方式」や非核平和都市宣言を、広く市民、子どもたちにその意義を知らせるための措置を引き続き実施すること。
6. チーム担任制・教科担任制・専科・加配については、各学校の実情や子どもの実態などに合わせて、各学校での導入を柔軟におこなえるようにすること。
7. 桜の宮小中学校分校の教育条件・教育施設の改善を行うこと。
 - (1) 運動場または、体育のできる場の確保や桜の宮中学校統合後の見通しを示すこと。
 - (2) 現場との連絡を密に行い、教育条件・教育施設の改善を子ども家庭局や法人に強く求めること。
8. 小学校低学年のタブレットでのドリル学習は、各学校の裁量に任せるようにすること。

【学校環境整備課】

1. 特別教室(教室以外の学習室)のエアコン設置を早急に完了させること。
2. 保健室の施設やシャワー、足洗い場、汚物処理等の設備を充実させること。
3. 校内に教職員の休憩室・更衣室を確保・整備すること。
4. 特別支援学校の教育条件を整え、広い運動場や体育館(雨天体操場)、特別教室を確保し、教育活動の場を保障すること。

【教職員研修所】

1. 管制、悉皆研修の量を減らし現場の負担を減らすこと。
2. 研修履歴を簡略化すること。また、研修履歴を人事評価の対象としないこと。
3. 時期及び内容、報告等が初任者にとって負担にならぬよう配慮すること。

4. 夏休みの初任研の日程を調整し、有効的に年次休暇を取得できるようにすること。

【特別支援教育課】

1. 障害がある子どもすべてに豊かな発達を保障すること。
2. 特別支援学級の担任は定数配置ではなく、障害の重さや学年配当などによって配置し、安全管理や業務改善に努めること。
3. 発達障害など、子どもの発達に関わる問題に対する専門機関を拡充すること。
 - (1) 特別な支援を要する児童・生徒が在籍する通常学級は、業務量が多くなるため負担軽減のための加配教員を配置すること。
 - (2) 自校通級の体制整備を更に進めること。
4. 特別支援コーディネーターについては、教員の負担を軽減するために、定数の枠外で配置すること。
5. 拠点校通級指導教室を増設し、専門知識のある教職員を増員すること。
6. 桜の宮小中学校分校の教育条件・教育施設の改善を行うこと。
 - (1) 特別支援学校や特別支援学級に在籍していた児童生徒が特別支援教育が受けられるよう、特別支援教育支援員の配置や他校の特別支援学校や特別支援学級に入級ができるよう教育条件を整備し直すこと
 - (2) 一人ひとりの児童生徒の学びの場の検討を教育委員会が行うこと。
7. 特別支援学級・学校の教科書選択の方法を見直すこと。
 - (1) 一般図書の閲覧会場を増やすこと。閲覧本の部数を増やし、選択作業をしやすくすること。
 - (2) 特別支援学級の一般図書選定に際して、書類作成の手順を統一するなど、簡略化すること。
8. 個別の指導計画の運用の仕方については、各校・児童生徒の実態に合わせて柔軟に運用できるようにすること。
9. どの学校でも、校外学習の機会が保障されるよう、予算を確保すること。
10. 特別支援学校の修学旅行について、教職員の超過勤務や保護者の付き添いが過度な負担にならないように、費用を保障し日程調整や人員確保が柔軟にできるように努めること。
11. 訪問教育や進路指導を行う際に、タクシーの使用を認めること。

以 上